

こども家庭庁より、教職課程を置く各国公私立大学にあてて以下の内容が周知されましたので、お知らせいたします。

こども性暴力防止の施行により、2026年12月25日より、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。教育実習・保育実習等の実習生（ボランティア活動など対象事業者でこどもと接する業務に従事する場合を含む）についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、留意点をお知らせします。

**「こども性暴力防止法」が  
2026年12月25日にスタートします。  
～実習生も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～**

**【実習生に関する留意点】**

- 実習計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。
- 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- 性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習はできないこととなります。
- 実習前に同意書や性犯罪前科がない旨の誓約書の提出が求められます。
- 性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより免許・資格の取得ができなくなります。
- 学生が、ボランティア活動等を通じて対象事業者でこどもと接する業務に従事する場合には、当該事業者が当該学生を犯罪事実確認の対象と判断し、確認を求める可能性があります。

**【参考】**

制度の詳細はこちらをご覧ください。

- こども家庭庁 HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」  
リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

（問い合わせ先）

京都光華大学

教職・保育職支援センター